

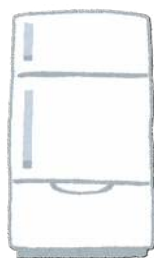
平成30年4月1日※より

有害使用済機器の保管又は処分を行う方は、 「市へ届出が必要」になります！

※平成30年4月1日以前から取り扱っている方は、平成30年9月末日までに届出をしてください！
政令で定める保管基準・処分基準の遵守が義務付けられ、
違反があった業者の方は行政処分の対象になります！

※廃棄物処理業許可業者で許可を受けた事業場内で保管する方、事業場の敷地面積が100㎡以下の方、その他環境省令で定める方は届出対象外です。

有害使用済機器となるもの



家電4品目及び小型家電28品目

（テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、携帯電話、扇風機、電話機、ラジオ、パソコン、プリンタ、電卓、カメラ、電子時計、炊飯器、電子レンジ、掃除機、電気ストーブ、ヘアドライヤー、ゲーム機など）

※現場での判断が容易ではない機器に限り、一部の業務用機器も対象となります

不適正な処理・管理が原因の火災などの事例が報告され、問題となっています！

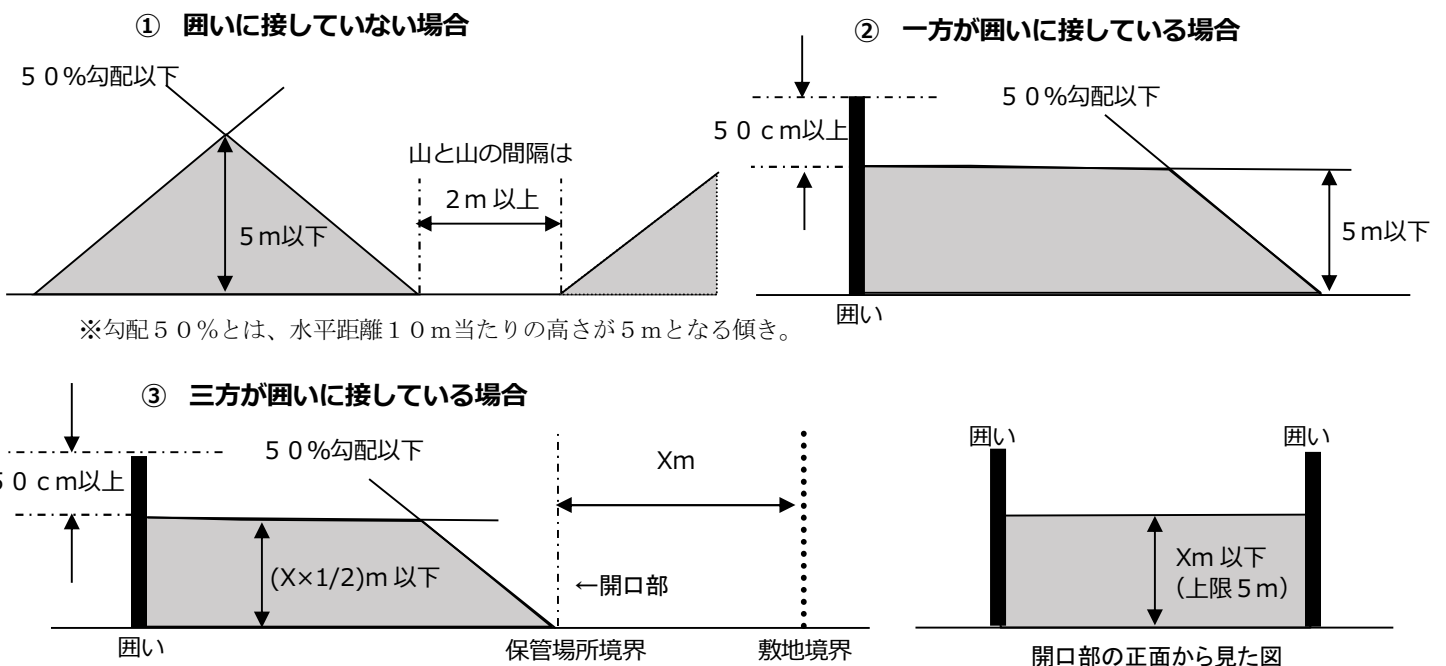


【保管基準の遵守】

- 保管場所の周囲に囲い
- 入口の見やすい場所に掲示板
- 有害使用済機器とそれ以外を混合しない
- 一山あたりの設置面積は200m²以下
- 屋外で容器を用いずに保管する場合、下記の高さ基準を守って保管

(掲示板の例)

有害使用済機器の保管場所および処分場所		
管理者	氏名または名称	豊橋市今橋町△番地 豊橋○×工業 株式会社 代表取締役 豊橋太郎
	連絡先	TEL 0532-51-××××
取扱品目	○○、△△、××	
最大保管高さ	○○m	



- 有害使用済機器や汚水が飛散・流出、地下に浸透しないように対策
(例：飛散防止のネットを設ける、保管場所の周囲に排水溝を設ける、保管場所床面を鉄板などの不浸透性材料にするなど)

【その他必要事項】

● 帳簿を作成して保管

- ア. 受入や搬出、処分した年月日 イ. 受入先や搬出先ごとに、取り扱った品目及び数量 ウ. 処分方法ごとに、処分した品目及び数量
エ. 処分に伴って生じた廃棄物や再生品について、搬出先ごとに搬出日や数量を記載
- ※1 帳簿は事業場ごとに備え、毎月末までに前月中の記載を完了してください
※2 帳簿は1年ごとに閉鎖し、5年間保管してください

● 火災の発生・延焼の恐れがあるものは、適正に回収・処理

(該当するもの：潤滑油や電池、バッテリー、ガスボンベなど)